

障がいに寄り添う

12月3日から9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、平成16年6月に障害者福祉について関心を深めることや、障がい者が社会や経済に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設定されました。この機会に、障がい者を理解し、共生していく社会について考えるきっかけにしてみませんか？



「合理的配慮」を知っていますか？

平成28年から施行された「障害者差別解消法」は、障がい者に対して、「合理的配慮」を行い、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目的に制定されました。「合理的配慮」とは、障がいのある人が障がいに合わせた対応を必要としたときに負担にならない範囲で対応することをいいます。対応が難しいときでも、その理由を説明し、別の方法を提案するように努めることが求められています。

来年4月から事業者も「合理的配慮」が義務になります

これまで、「合理的配慮」は、市役所や学校などの行政機関では義務化、企業、団体、店舗をはじめとする事業者では努力義務とされていました。令和6年4月には、事業者でも義務化され、障がい者が対応を必要としたときに、可能な範囲で対応することが求められます。

具体的な例としては、「意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う」「段差がある場合に、スロープなどを使って補助する」「障がい者から『自筆が難しいので代筆してほしい』と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障がい者の意思を十分に確認しながら代筆する」などが挙げられます。

「合理的配慮」の義務化を通して、今までの対応を振り返ることで、障がいのある人とない人が、お互いに理解し合っていくことが「共生社会」の実現の大きな一歩になります。

障がいは一目でわかるものばかりではない

「障がい」と聞いて、皆さんはどのような状況を思い浮かべるでしょうか？車椅子に乗っている、赤と白の杖をついているなどイメージは様々あるかと思います。しかし、実際には、一目見て分からなくても、サポートを必要としている方がいます。例えば、心臓や腎臓などの内臓の機能が弱まることで疲れやすくなる「内部障がい」の方や、義足・人工関節を使用している方などです。見た目には分かりづらい障がいも存在していることを知っておくことで、障がい者への適切な配慮に繋がります。

近年では、周囲に配慮を必要としていることが分かる「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かける機会も増えました。見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



▲近年、まちで見かけることが増えた白のハートマークと十字が描かれた赤いタグ「ヘルプマーク」や市で配布している財布などに入れられるサイズの「ヘルプカード」は、見た目には分からなくても、障がいを持つ方が周囲に理解してもらえるような取り組みの一つです。

「声の広報紙」を 求める人に届けたい

声の広報紙ボランティア団体 音訳せせらぎ

10人のメンバーが届ける 「声の広報紙」

視覚障がい者のために広報常陸大宮やお知らせ版などの音読を行う「音訳せせらぎ」は昭和60年から続く歴史のあるボランティア団体です。現在は、10人で活動を行っており、毎月10日、25日の広報紙の発行後、3日以内に声の広報紙を作成し、サービスを利用している視覚障がい者の方々へ届けています。

利用者の慣れ親しんだ 環境を大切にする

声の広報紙は、カセットテープに録音し、視覚障がい者の方々へ届けています。今なお、カセットテープを使



▲1回の録音あたり約3時間をかけて「声の広報紙」を作成しています。交代しながら、一語一句を丁寧に読み上げます。



◀録音したカセットテープは、視覚障がい者専用の封筒で送付しています。

い続ける理由は、利用者への配慮による背景があります。CDなど別な方法で届けることも考えましたが、昔から声の広報紙を利用している方々の聞く環境や年齢層などを考え、慣れ親しんでいるカセットテープで届けていくことが、一番利用者が安心して使えると思い、活動開始当初から変わらぬ方法で録音作業を続けています。

また、他にも、利用者の目線に立った細かな配慮を行っています。例えば、ページをめくる際の音です。ページめくりの音が入らないよう、めくる際は、一度録音を止めて、ページをめくった後、録音を再開します。長年のボランティアメンバーの経験と利用者の声を代々引き継ぎ、利用者へ配慮した声の広報紙を届けています。

多くの人に存在を知って 利用してほしい

「音訳せせらぎ」代表の木村さんは「視覚障がいの方にも情報を届けたいので、どんどん声の広報紙を利用してほしい。まずは、多くの人に声の広報紙の存在を知ってもらえたら」と話しました。先輩方や今までの利用者からの想いを引き継ぎ、情報を届けるために活動していきます。

「声の広報紙」をご希望の方、取り組みについて詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

常陸大宮市社会福祉協議会
Tel 53-1125



障害者基幹相談支援センター

エール

(常陸大宮市社会福祉課内)



写真左から「エール」スタッフの松本恵莉さん、板倉裕子さん。相談室での対応のほか、障がい者のお宅などに訪問し、本人やご家族に困りごとがないか話を伺うことも。

安心できる場所で親身に対応

社会生活に困難を感じる方の相談に特化した機関

障害者手帳を持つ・持たないに関わらず、社会生活のしづらさを感じている方やその家族の相談を受けたり、福祉サービスの案内を行っているのが障害者基幹相談支援センター「エール」です。令和3年4月から、利用者のプライバシーに配慮し、窓口よりも踏み込んだ話がしやすい個室の相談場所を開設しました。

訪れるきっかけは、普段利用している障害福祉サービス事業所からの紹介や周囲からの勧めなど人それぞれです。

相談者が話しやすい環境を整える

相談は市役所への来庁に限定せず、希望に合わせて、自宅への訪問なども行っています。「自宅に訪問する

ことで、本人の安心できる場所では本音が話しやすいのではないかと思います。また、相談者の生活状況がわかるので、より相談者に合ったサポートをご案内しやすいです。ただ、知り合って間もない人が自宅に来るのに抵抗がある方もいらっしゃるの、電話で会う約束をする前に相談場所の希望を聞いています」と話すのは、エール職員の松本さん。場所を問わず、相談者が話しやすい環境を用意したり、逆に出向いたりすることで、細やかに状況を聞き取り、より適切なサポートを提案できるといいます。

利用後の状況確認など多岐にわたるサポート

エールの業務は初めての相談から各種サービスにつなげるだけではなく、サービスを利用した方その後の状況を確認するため、1～3

カ月に1回の頻度で、電話や訪問を行ったり関係者と連携しています。また、特別支援学校に通う常陸大宮市在住の学生に、卒業後の相談場所の案内なども行っています。

今後、さらに障がい者が地域の中で自分らしく暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化していく予定です。

令和5年4月から月1回、出張型地域活動支援センターが始まりました。お気軽にお問い合わせください。

☎障害者基幹相談支援センター「エール」
Tel 58-5855
相談受付時間
平日 8:30～17:15

申請、お忘れではありませんか？

障害者福祉サービスをご利用ください

常陸大宮市では、障がい者の方々を支えるサービスを行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か社会福祉課へお問い合わせください。



▲市HP「障害者福祉サービス」紹介

☎社会福祉課 社会福祉グループ
Tel 52-1111 (内線 134・135)

各種手当

重度の障がいのため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の障がい者に対して、精神的、物理的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当や特別児童扶養手当を支給します。

補装具の交付・修理

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者の方を対象に、身体の不自由な部分を補うための補装具の購入または修理に必要な費用の一部を助成します。



日常生活用具の給付・貸与

自立した生活を支援・実現するためストマ用具や電動ベッドなどの用具の給付・貸与費用を一部助成します。利用者負担は原則、費用の1割ですが、所得に応じて上限額が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。

ヘルプマークヘルプカード

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲に知らせることで、援助を受けやすくするために、ヘルプマーク、ヘルプカードを配付しています。



障害福祉サービス

障がいのある方のそれぞれの障がいの程度や居住などの状況をふまえて、地域の中で生活を続けていけるよう、在宅者に対する入浴、食事などの介護や施設への入所、就労の支援などを行うサービスです。

障害児通所支援サービス

18歳未満の障がいがあったり、発達に心配がある子供たちに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、知識技能の付与、社会との交流促進、生活能力向上のための必要な訓練などを行うサービスです。

地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援をする事業です。自宅にて機械浴を行う訪問入浴や、手話通訳者や要約筆記者の派遣、自力での外出が難しい方への移動支援などを行っています。